吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例

国の法令改正に伴い、会計年度任用職員（1会計年度の範囲内で採用される非常勤職員のこと）の給与等を定めるとともに、所要の改正をするものです。

工事請負契約の締結について

1億8150万円

都市計画道路越谷吉川線整備にあたり、大場川に橋を架けるため、令和元年度は、橋げたを支える橋台を右岸・左岸にそれぞれ1基ずつ設置する工事を行います。

吉川市庁舎建設基金条例を廃止する条例に対する付帯意見

庁舎建設事業の完了に伴い、庁舎建設基金を廃止する、吉川市庁舎建設条例に対し、次のとおり付帯意見がなされ、可決されました。

【付帯意見】

「基金の移行にあたっては、地域住民の安心・安全の確保と、跡地利活用の支障とならないよう、地盤・地質調査等の検討を行うこと。」

議員提出議案

意見書

今定例会では、意見書4件を上程し、全て可決され、内閣総理大臣等へ送付しました。

（一部抜粋）

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

高齢運転者による事故が続いている。国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1　自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

他2項目

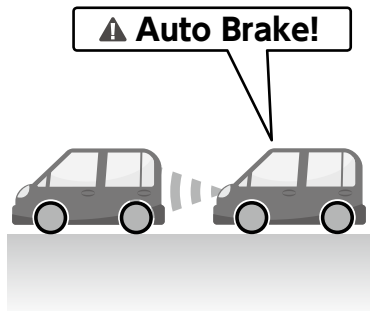

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書

東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨災害等大規模災害などの避難所となっている学校体育館へのエアコン設置の要望が高まり、埼玉県内でも計画的な整備に着手しようとする自治体が増えている。この事業を進めるうえで、緊急防災・減災事業債は、①地方債の充当率100％、②交付税措置＝元利償還金についてその70％を基準財政需要額に算入、の2点が地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっている。しかしながら、この事業債は、2020年（令和2年）度に終了予定となっており、事業計画策定のうえで大きな不安材料となっている。当市においても、体育館へのエアコン設置はこれからであり、事業債の対象期間の継続が切に求められている。

よって、政府におかれましては、地方公共団体にとって喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組めるように、「東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度（令和2年度）まで」とされている緊急防災・減災事業債の対象事業年度を2020年度以降も継続できるよう強く要望する。

会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、看護師、医療技術者、各種相談員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

2020年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記

1　会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の付帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。

他1項目

選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書

2015年12月、最高裁判所は夫婦同姓規定自体を合憲と判断しました。特に選択的夫婦別姓制度については「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方については、「国会で論じられ、判断されるべき」としました。選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものです。男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなります。また、災害時の本人確認など、2つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化を防ぐこともできます。さらに、法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることから、「女性活躍」の推進にもつながります。

よって、政府及び国会に対し、男女がともに活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓について法制化を求めます。

天皇陛下御即位を祝す賀詞奉呈

10月22日に執り行われた即位礼正殿の儀に合わせ、天皇陛下の御即位をお祝いするため、次の賀詞を奉呈しました。

賀詞全文

天皇陛下におかれては
5月1日に御即位されました
ことは　誠に慶賀にたえない
ところであります
ここに吉川市議会は　市民と
ともに謹んでお祝い申し上げ
ます

令和元年9月24日

吉川市議会

ホームページ

ぜひ、ご覧ください！

市のホームページでは、意見書の全文や会議録などがご覧いただけます。ご利用ください。

吉川市議会　検索